（様式第２）

文　書　番　号

年　　月　　日

申請者の名称及び

代表者等名 宛て

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

理　事　長　名

交付決定通知書

年 　月 　日付けで申請のありました特定半導体利子補給金については、下記のとおり交付することに決定したので、利子補給金交付規程に基づき通知します。

記

１　利子補給金の対象となる事業及び内容

　　年　　月　　日付け第　　　号をもって申請があったとおりとする。

２　特定半導体生産施設整備等計画認定番号

３　交付対象事業の名称・事業番号

　　（大項目）

（中項目）

（小項目）

事業番号

４　利子補給期間 　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

５　交付決定額

利子補給金の額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

なお、各年度の利子補給金の限度額は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 利子補給金　（円） |
| 　　年度 |  |
| 　　年度 |  |
| 　　年度 |  |

ただし、交付対象事業の内容が変更された場合において、利子補給金の額に変更が生じたときは、別に通知するところによるものとする。

６　利子補給金の額の確定は、年度毎に、交付決定された利子補給金の額と、実績報告書の額のいずれか低い額とする。

７　利子補給事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び当該利子補給金交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為（虚偽の申請・報告、他の公的利子補給・委託制度等との重複交付など）がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

　　(１)　交付決定の取消、利子補給金の返還及び加算金の納付。

　　(２)　適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

　　(３)　相当の期間利子補給の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

　　(４)　機構の所管する契約について、一定の期間指名等の対象外とすること。

　　(５)　利子補給事業者等の名前及び不正の内容の公表。

８　なお、利子補給金を交付するに当たっての条件は、別紙のとおりとする。（別紙）

当該利子補給金を交付するに当たっての条件は、次のとおりとする。

　(１) 利子補給事業者は、利子補給金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって交付対象事業を行うべきこと。

　(２) 利子補給事業者は、交付対象事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

　(３) 利子補給事業者は、交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。

　(４) 利子補給事業者は、交付対象事業の経理について交付対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付対象事業の完了した日（交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後５年間保存しておくべきこと。

　(５) 利子補給事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、交付対象事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

　(６) 利子補給事業者は、単位期間が満了したとき（第三号の交付対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、単位期間の満了の日（第三号の交付対象事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の翌日から起算して30日を経過した日又は機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、実績報告書を機構に提出すべきこと。

　(７) 利子補給事業者は、機構が、交付対象事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。

(８) 利子補給事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、交付規程第６条第１項に規定する融資契約を締結する認定特定半導体生産施設整備等事業者に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

　(９) 利子補給事業者は、機構が交付対象事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る交付対象事業の実績が利子補給金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

　(10) 利子補給事業者は、機構が交付規程第16条第２項の規定により利子補給金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

　(11) 利子補給事業者は、交付規程第16条第１項の規定により利子補給金の返還請求の通知を受けたときは、利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、交付規程第15条第１項第七号の規定による場合はこの限りではない。

 (12) 利子補給事業者は、返還すべき利子補給金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

　(13) 利子補給事業者は、利子補給金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、利子補給金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

 （14） 利子補給事業者は、交付規程に規定する様式の提出を、交付申請書に定める事業推進責任者に委任することができること。ただし、様式第１、様式第５、様式第６、様式第７－１及び様式第７－２を除く。

　(15) 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、利子補給事業者は、機構の指示に従うべきこと。

(16) 利子補給事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

(17) 利子補給事業者は、交付規程第７条第２項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

　(18) 交付決定を受けた交付対象事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の５の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る交付対象事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。